

農業担い手メールマガジン（第114号）

インデックス

- 現場の皆さんへ ～農業経営における雇用の課題～
- 事業活用のポイント ～平成21年度事業の要望調査等～
 - （1）地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の第2回要望調査
 - （2）担い手育成関係農業経営強化対策推進事業（提案型）のうち「新商品・新技術開発プロジェクト事業」の公募（第2回）
- 農業担い手経営相談コーナー
 - ～担い手経営展開支援リース事業と食料自給力向上緊急機械リース支援事業の違い～

現場の皆さんへ ～農業経営における雇用の課題～

最近、雇用者を入れている経営がずいぶん増えました。

農業における雇用は、戦後しばらくは農地改革によって生み出された自作農が生産の主体だったため、あまり見られませんでした。

しかし、施設野菜や畜産経営の一部では早くから雇用を導入する動きがありました。昭和50年からは雇用者数が増加し、最新のセンサスでは常雇人数が6万1千人、臨時雇人数が延べ15万1千人日となっています。一方、最近では、新規就農者についても、法人などに雇用される形での就農者が増えており、平成19年には7,290人に上っています。

雇用が増えてきた要因には、雇用を必要とするだけの経営規模になった農業経営体が増えてきたという状況があります。例えば稲作では、家族経営では15～20haが適正規模だと言われていますが、周辺の農家から農地を借り受けて30ha以上の経営規模になった担い手農家がたくさんいらっしゃいます。また、作物の栽培や家畜の飼育だけでなく、加工や販売など、経営を多角化している経営では、加工・販売を担当する従業員を新しく雇う動きも盛んです。

一方、農業経営においては、労災保険や社会保険への加入率が低いことが問題となっています。法定労働時間などについて、農業が労働基準法の適用除外となっていることもあり、これまではあまり厳しいことを言われてこなかったように思いますが、少子化の進む中、若者の雇用を増やしていくためには、福利厚生面の手当はきちんと行っていく必要があります。

農業にとっての雇用の課題は、何といたっても労働の季節的な偏りによる、周年雇用の難しさにあります。畜産や施設園芸のように一年中仕事がある場合を除けば、規模が拡大するほど播種や収穫など一時期に雇うべき人数が増え、農閑期にその人達にや

ってもらう仕事を作るのが大変になります。

作期をずらしたり、冬期に栽培できる作物を組み合わせ、周年での雇用が確保されるよう工夫している農業者もいらっしゃいますが、このような取組事例を分析し、雇用労働による最適の経営モデルを見いだしていくことが、行政や研究者などに課された大きな課題であると考えています。

「経営はヒトなり」とよく言われますが、経営を成長させ、展開させていくためには、農業においても、雇用者を含めた農業従事者を一人前になるよう育てながら、その能力を最大限に活用していくことが重要です。雇用の問題については、われわれも正面から取り組んでいかななくてはならないと考えています。

■ ご意見・ご質問は下記へお願いいたします

→ <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/7b27.html>

事業活用のポイント

～平成21年度事業の要望調査等～

(1) 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の第2回要望調査

この事業は、認定農業者や集落営農組織など、担い手の皆さんが、融資を主体とした農業機械・施設等の導入を行う場合、融資残の自己負担部分について支援を行うものです。このたび、本事業について、下記のとおり補正予算で措置される部分を含めて、平成21年度の第2回要望調査を行うこととなりましたのでご案内いたします。

○ 対象事業

今回の要望調査は(ア)地域雇用促進型(平成21年度補正予算で措置)及び(イ)面的集積型(従来対策)について実施します。

○ 支援対象者

雇用の創出、面的なまとまりのある農地の集積、規模拡大や法人化、加工・販売への取組みなど経営発展に関する目標を設定する認定農業者等であって、地域農業の方向性及び成果目標等を取りまとめた「地域構造改革プロジェクト整備計画」に位置づけられる方。

「地域構造改革プロジェクト整備計画」は、本事業の実施に際し、事業実施主体である地域担い手育成総合支援協議会が作成するものです。

○ 要件

(ア) 地域雇用促進型

現状より雇用者数が増加すること

(地区全体で延べ720人日(常雇換算で3人)以上増加)

(イ) 面的集積型

1ha以上の面的なまとまりのある農地(北海道にあっては1.5ha以上)の割合が増加すること

○ 補助率・支援方法

機械及び施設等取得額の3/10を上限に、本事業の事業実施主体である地域担い手育成総合支援協議会から助成金が交付されます。

○ 募集期間

平成21年4月28日(火)～6月5日(金)

本事業は、経営発展を目指す担い手の皆さんに大きなメリットがある事業ですので、是非ともご活用いただきたいと思います。詳しい内容については、最寄りの地方農政局にお問い合わせ下さい。

(2) 担い手育成関係農業経営強化対策推進事業(提案型)のうち

「新商品・新技術開発プロジェクト事業」の公募(第2回)

農畜産物等を活用した新商品開発や農業経営の新技術等に関する研究開発(低環境負荷型の商品開発や未利用資源の活用技術開発など)を行う際の研究開発費や市場開拓費等を助成します。

- 応募資格：認定農業者等の組織する団体
(認定農業者を含むか、それ自体が認定農業者である農家3戸以上の団体)
- 助成額：1件あたり250万円以内(補助率:定額)
- 募集件数：3件
- 募集期間：平成21年4月20日(月)～5月20日(水)
- 選考方法：第三者委員を含む選定委員会で助成対象者を選定します
- 問い合わせ先：農林水産省 経営局 構造改善課 経営構造対策室 経営構造対策班
TEL:03-6744-2148(直通)

■ 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の詳細はこちら

→ http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_hozin_info/index.html

■ 平成21年度新商品・新技術開発プロジェクト事業の公募の詳細はこちら

→ http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/keiei/090420_2.html

農業担い手経営相談コーナー

～担い手経営展開支援リース事業と

食料自給力向上緊急機械リース支援事業の違い～

Q．平成21年度補正予算案の中に、農業用機械等のリース支援として「担い手経営展開支援リース事業」と「食料供給力向上緊急機械リース支援事業」がありますが、これらの事業内容の違いについて教えてください。

A．担い手経営展開支援リース事業(以下、担い手リース事業)は、認定農業者や集落営農組織など、担い手の皆さんが農業用機械や施設をリース方式で導入し、農業経営の改善を図る場合のリース料を助成しています。

平成21年度補正予算案では、認定農業者や集落営農組織などの担い手の皆さんが、雇用の確保など地域活性化に取り組む計画を策定した場合には、上限額の制限なしで助成(認定農業者の場合は、最大リース料の1/4、集落営農の場合は、最大リース料の1/2)が受けられるようになります。担い手リース事業は農業経営改善計画等の計画に基づき必要となる農業機械であれば、全て対象となるほか、パイプハウ

スといった農業用施設についても対象となります

食料供給力向上緊急機械リース支援事業（以下、食料供給力リース事業）は、新技術の導入により経営改善を図ろうとする認定農業者等が、生産性や品質の向上に効果の高い最新の農業機械をリース方式により導入しようとする際に、総リース料のうち、機械経費分の1/2以内を助成する事業です。

食料供給力リース事業をご利用される際には、対象となる機械の機種や型式、規格等が限定されている点にご留意ください。

このように事業内容に違いはありますが、いずれも担い手の皆さんにとっては大きなメリットがありますので、両事業の特徴を良くご理解いただいた上で、是非ともご活用いただきたいと思います。

担い手リース事業の詳細い内容については、最寄りの市町村役場や全国農業協同組合連合会（TEL：03-3245-7308）に、食料供給力リース事業については、農林水産省生産局農業生産支援課（TEL：03-6744-2111（直通））に、それぞれお問い合わせ下さい。

■ 「担い手経営展開支援リース事業」の詳細はこちら

→ <http://www.maff.go.jp/j/keiei/soumu/yosan/pdf/006.pdf>

■ 「食料供給力向上緊急機械リース支援事業」の詳細はこちら

→ http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kinkyu_lease/h21/index.html

■ 農業経営に関わるご意見・ご質問は下記へお願いいたします

→ <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/7b27.html>

編集後記

今年のゴールデンウィークは、前半は天候に恵まれましたが、一昨日からは本州であいにくの雨模様となっています。

北陸や東北の米どころでは、これから田植えが最盛期を迎えるところだと思います。また、促成の夏野菜も店頭に並ぶ時期になりました。気象庁によれば、5月の気温は関東から北九州を中心に、全国的に高めと見込まれています。本格的に暑くなる日も多くなると考えられますので、暑さ対策にご注意ください。（S）

○ 電子出版：農業担い手メールマガジン

○ 発行日：毎月2回発行

○ 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：鈴木

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_mailmaga/index.html
このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから
→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>